

改 正 後	改 正 前
<p>第5 平均給与額関係</p> <p>1 (略)</p> <p>2 補償法第4条第1項により平均給与額の計算の基礎とされる給与は、同項に規定する期間の勤務に対して支払われるべき給与であり、したがって、<u>遡って昇給又は昇格が行われた場合、遡って給与水準の改定が行われた場合、給与の誤払の場合その他これらに類する場合の給与については、その期間の勤務に対する本来の給与に改定されたものによるものとする。</u></p> <p>3～5 (略)</p> <p>6 補償法第4条第3項第1号に掲げる日には、病気休暇の日のほか、負傷し、又は疾病にかかり療養のために勤務することができなかつたと認められる<u>全て</u>の日が含まれる。</p> <p>7 補償法第4条第3項の規定により「その間の給与」として控除する額は、同項各号のいずれかに該当する日のそれぞれについて、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 補償法第4条第3項各号のいずれかに該当する日に係る給与（通勤手当及びこれに相当する給与を除く。）の月額（休職等により本来の給与の月額の一定割合を支給することとされている期間に属する日については、<u>その割合による額</u>）をその日の属する月の総日数で除して得た額（欠勤等の理由により給与が減額された日については、その額から減額された給与の額に相当する額を差し引いた額）</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 規則16—0第9条（<u>規則16—0第11条第2項</u>において準用する場合を含む。）</p>	<p>第5 平均給与額関係</p> <p>1 (同左)</p> <p>2 補償法第4条第1項により平均給与額の計算の基礎とされる給与は、同項に規定する期間の勤務に対して支払われるべき給与であり、したがって、<u>さかのぼって昇給又は昇格が行われた場合、さかのぼって給与水準の改定が行われた場合、給与の誤払の場合その他これらに類する場合の給与については、その期間の勤務に対する本来の給与に改定されたものによるものとする。</u></p> <p>3～5 (同左)</p> <p>6 補償法第4条第3項第1号に掲げる日には、病気休暇の日のほか、負傷し、又は疾病にかかり療養のために勤務することができなかつたと認められる<u>すべて</u>の日が含まれる。</p> <p>7 補償法第4条第3項の規定により「その間の給与」として控除する額は、同項各号のいずれかに該当する日のそれぞれについて、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 補償法第4条第3項各号のいずれかに該当する日に係る給与（通勤手当及びこれに相当する給与を除く。）の月額（休職等により本来の給与の月額の一定割合を支給することとされている期間に属する日については<u>その割合による額、給与法附則第8項の規定により給与を減じて支給することとされている期間に属する日については減額後の額</u>）をその日の属する月の総日数で除して得た額（欠勤等の理由により給与が減額された日については、その額から減額された給与の額に相当する額を差し引いた額）</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) 規則16—0第9条（<u>同規則第11条第2項</u>において準用する場合を含む。）の規</p>

8の(4)において同じ。)の規定により平均給与額の算定基礎となる給与に加えられた寒冷地手当又はこれに相当する給与の額を平均給与額の算定基礎とされた総日数で除して得た額

8 規則16—0第12条の「給与の総額」とは、次に掲げる額の合算額をいう。

(1) 規則16—0第12条に規定する平均給与額の算定期間（(2)及び(3)において「平均給与額の算定期間」という。）に係る俸給、扶養手当等月ぎめの給与の月額（休職等により本来の給与の月額の一定割合を支給することとされている場合にあつては、その割合による額）をその期間の属する月の総日数から週休日の日数を差し引いた日数で除して得た額にその期間の総日数から週休日の日数を差し引いた日数を乗じて得た額（その期間内の欠勤等を理由として給与が減額された場合にあつては、その額から減額された給与の額に相当する額を差し引いた額）

(2)・(3) (略)

(4) 規則16—0第9条の規定により平均給与額の算定基礎となる給与に加えられた寒冷地手当又はこれに相当する給与の額

9 (略)

10 規則16—0第16条第1号の「人事院が定める条件による額」とは、離職時に給与法第6条第1項各号に掲げる俸給表の適用を受けていた者にあつては離職時の級号俸（昭和60年7月1日前に離職した者にあつては、離職時の等級及び号俸に相当する級及び号俸（離職時の等級が一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和60年法律第97号）附則別表第1において2の職務の級に対応している場合は、対応する同表

定により平均給与額の算定基礎となる給与に加えられた寒冷地手当又はこれに相当する給与の額を平均給与額の算定基礎とされた総日数で除して得た額

8 規則16—0第12条の「給与の総額」とは、次に掲げる額の合算額をいう。

(1) 規則16—0第12条に規定する平均給与額の算定期間（(2)及び(3)において「平均給与額の算定期間」という。）に係る俸給、扶養手当等月ぎめの給与の月額（休職等により本来の給与の月額の一定割合を支給することとされている場合にあつてはその割合による額、給与法附則第8項の規定により給与を減じて支給することとされている場合にあつては減額後の額）をその期間の属する月の総日数から週休日の日数を差し引いた日数で除して得た額にその期間の総日数から週休日の日数を差し引いた日数を乗じて得た額（その期間内の欠勤等を理由として給与が減額された場合にあつては、その額から減額された給与の額に相当する額を差し引いた額）

(2)・(3) (同左)

(4) 規則16—0第9条（同規則第11条第2項において準用する場合を含む。）の規定により平均給与額の算定基礎となる給与に加えられた寒冷地手当又はこれに相当する給与の額

9 (同左)

10 規則16—0第16条第1号の「人事院が定める条件による額」とは、離職時に給与法第6条第1項各号に掲げる俸給表の適用を受けていた者にあつては離職時の級号俸（昭和60年7月1日前に離職した者にあつては、離職時の等級及び号俸に相当する級及び号俸（離職時の等級が一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和60年法律第97号）附則別表第1において2の職務の級に対応している場合は、対応する同表

の職務の級欄の上段に定める職務の級及び相当する号俸)) を固定し、かつ、離職後は扶養親族の異動がなかったものとした場合の額、規則 16—0 第 1 1 条第 1 項各号に掲げる者にあってはこれに準ずる条件による額をいう。

1 1 ・ 1 2 (略)

第 9 休業補償関係

1 補償法第 4 条の 3 第 1 項の「1 年 6 月」の計算については、再発（公務上の傷病又は通勤による傷病が一旦治った後において、その傷病のため又はその傷病の原因となった事故と相当因果関係をもって生じた傷病のため、再び療養を必要とするに至ったことをいう。以下同じ。）した傷病の原因となった傷病に係る療養期間を通算するものとする。

2 (略)

3 規則 16—0 第 2 4 条の 2 第 1 項の「勤務することができない日」とは、1 日の全部について勤務することができない日をいい、「その日に受ける給与の額」は、次に掲げる額とする。

(1) 給与（通勤手当及びこれに相当する給与を除く。）の月額（休職等により本来の給与の月額の一定割合を支給することとされているときは、その割合による額）を 3 0 で除して得た額

(2)・(3) (略)

4～7 (略)

第 1 1 の 2 介護補償関係

1 補償法第 1 4 条の 2 第 1 項第 1 号の「病院又は診療所」には、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）に規定する介護老人保健施設及び介護医療院が含まれる。

2 規則 16—0 第 2 8 条の 2 の表常時介護を要する状態の項第 3 号に該当する障害につい

の職務の級欄の上段に定める職務の級及び相当する号俸)) を固定し、かつ、離職後は扶養親族の異動がなかったものとした場合の額、同規則第 1 1 条第 1 項各号に掲げる者にあってはこれに準ずる条件による額をいう。

1 1 ・ 1 2 (同左)

第 9 休業補償関係

1 補償法第 4 条の 3 第 1 項の「1 年 6 月」の計算については、再発（公務上の傷病又は通勤による傷病がいったん治った後において、その傷病のため又はその傷病の原因となった事故と相当因果関係をもって生じた傷病のため、再び療養を必要とするに至ったことをいう。以下同じ。）した傷病の原因となった傷病に係る療養期間を通算するものとする。

2 (同左)

3 規則 16—0 第 2 4 条の 2 第 1 項の「勤務することができない日」とは、1 日の全部について勤務することができない日をいい、「その日に受ける給与の額」は、次に掲げる額とする。

(1) 給与（通勤手当及びこれに相当する給与を除く。）の月額（休職等により本来の給与の月額の一定割合を支給することとされているときはその割合による額、給与法附則第 8 項の規定により給与を減じて支給することとされているときは減額後の額）を 3 0 で除して得た額

(2)・(3) (同左)

4～7 (同左)

第 1 1 の 2 介護補償関係

1 補償法第 1 4 条の 2 第 1 項第 1 号の「病院又は診療所」には、介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）に規定する介護老人保健施設が含まれる。

2 規則 16—0 第 2 8 条の 2 の表常時介護を要する状態の項第 3 号に該当する障害につい

ては、両眼が失明し、かつ、^{そしゃく}咀嚙及び言語の機能を廃したものが該当するが、その細目については、人事院事務総局職員福祉局長が別に通知するところによる。

3 (略)

4 規則16—0第28条の3の「人事院の定める額」は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。

(1) 介護を要する状態の区分が規則16—0第28条の2の表常時介護を要する状態の項に該当する場合（(2)において「常時介護を要する場合」という。）において、一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（(2)に掲げる場合を除く。）その月における介護に要する費用として支出された額（その額が105,290円を超えるときは、105,290円）

(2) 常時介護を要する場合において、一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が57,190円以下であるときに限る。）57,190円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額）

(3) 介護を要する状態の区分が規則16—0第28条の2の表随時介護を要する状態の項に該当する場合（(4)において「随時介護を要する場合」という。）において、一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（(4)に掲げる場合を除く。）その月における介護に要する費用として支出された額（その額が52,650円を超えるときは、52,650円）

(4) 随時介護を要する場合において、一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合

ては、両眼が失明し、かつ、そしゃく及び言語の機能を廃したものが該当するが、その細目については、人事院事務総局職員福祉局長が別に通知するところによる。

3 (同左)

4 規則16—0第28条の3の「人事院の定める額」は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。

(1) 介護を要する状態の区分が規則16—0第28条の2の表常時介護を要する状態の項に該当する場合（(2)において「常時介護を要する場合」という。）において、一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（(2)に掲げる場合を除く。）その月における介護に要する費用として支出された額（その額が105,130円を超えるときは、105,130円）

(2) 常時介護を要する場合において、一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合にあっては、当該介護に要する費用として支出された額が57,110円以下であるときに限る。）57,110円（新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあっては、介護に要する費用として支出された額）

(3) 介護を要する状態の区分が規則16—0第28条の2の表随時介護を要する状態の項に該当する場合（(4)において「随時介護を要する場合」という。）において、一の月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（(4)に掲げる場合を除く。）その月における介護に要する費用として支出された額（その額が52,570円を超えるときは、52,570円）

(4) 随時介護を要する場合において、一の月に親族又はこれに準ずる者による介護を受けた日があるとき（その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合

にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が28,600円以下であるときに限る。) 28,600円 (新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額)

5～9 (略)

第14の2 在外公館に勤務する職員又は公務で外国旅行中の職員の特例関係

1 規則16—2第2条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき平均給与額の算定の基礎となる給与の総額に加える給与の額は、次に掲げる給与の種類に応じ、1月につき、それぞれ次に掲げる額とする。

(1)～(4) (略)

(5) 地域手当 俸給月額、(1)による額及び扶養手当の月額((4)による月額を含む。)の合計額に給与法第11条の3第2項第1号の1級地に係る支給割合((8)において「1級地支給割合」という。)を乗じて得た額

(6)・(7) (略)

(8) 超過勤務手当 (1)の俸給の特別調整額が支給されたものとされる者以外の者について、給与法第19条の規定による勤務1時間当たりの給与額(俸給月額に1級地支給割合を乗じて得た額の地域手当が支給されているものとする。)の100分の125に29を乗じて得た額(国家公務員法第81条の5第1項に規定する短時間勤務の官職を占める職員(以下「再任用短時間勤務

にあつては、当該介護に要する費用として支出された額が28,560円以下であるときに限る。) 28,560円 (新たに介護補償を支給すべき事由が生じた月にあつては、介護に要する費用として支出された額)

5～9 (同左)

第14の2 在外公館に勤務する職員又は公務で外国旅行中の職員の特例関係

1 規則16—2第2条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づき平均給与額の算定の基礎となる給与の総額に加える給与の額は、次に掲げる給与の種類に応じ、1月につき、それぞれ次に掲げる額とする。

(1)～(4) (同左)

(5) 地域手当 俸給月額、(1)による額及び扶養手当の月額((4)による月額を含む。)の合計額に給与法第11条の3第2項第1号の1級地に係る支給割合((5)及び(8)において「1級地支給割合」という。)を乗じて得た額(給与法附則第8項の規定により給与が減ぜられて支給される職員については、その額から俸給月額に1級地支給割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額(同項第1号に規定する最低号俸に達しない場合にあつては、同号に規定する俸給月額減額基礎額に1級地支給割合を乗じて得た額)に相当する額を減じた額)

(6)・(7) (同左)

(8) 超過勤務手当 (1)の俸給の特別調整額が支給されたものとされる者以外の者について、給与法第19条(給与法附則第8項の規定により給与が減ぜられて支給される職員については、給与法附則第10項)の規定による勤務1時間当たりの給与額(俸給月額に1級地支給割合を乗じて得た額の地域手当が支給されているものとする。)の100分の125に29を乗じて得た額(

職員等」という。)、国家公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第109号。以下「育児休業法」という。)第13条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第22条の規定による短時間勤務をしている職員については、実施機関が人事院事務総長と協議して定める額)

2 (略)

第18 福祉事業関係

1 (略)

2 補装具の支給、修理又は再支給の取扱いについては、次による。

(1)~(5) (略)

(6) 規則16-3第8条第2項の「修理を相当としなくなった場合」には、福祉事業として支給された補装具が、補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省告示第528号。(7)において「告示」という。)に定める耐用年数を超えるに至った場合が含まれる。

(7) 規則16-3第8条第4項の規定による修理の価格は、原則として、告示に定める修理基準によるものとする。

3・4 (略)

5 休業援護金の取扱いについては、次による。

(1) (略)

(2) 規則16-3第13条の「人事院が定める額」は、次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。

ア 休業補償を受ける職員 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める額

(イ)~(ロ) (略)

国家公務員法第81条の5第1項に規定する短時間勤務の官職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。)、国家公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第109号。以下「育児休業法」という。)第13条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第22条の規定による短時間勤務をしている職員については、実施機関が人事院事務総長と協議して定める額)

2 (同左)

第18 福祉事業関係

1 (同左)

2 補装具の支給、修理又は再支給の取扱いについては、次による。

(1)~(5) (同左)

(6) 規則16-3第8条第2項の「修理を相当としなくなった場合」には、福祉事業として支給された補装具が、「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」(平成18年9月29日厚生労働省告示第528号)に定める耐用年数を超えるに至った場合が含まれる。

(7) 規則16-3第8条第4項の規定による修理の価格は、原則として、「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」に定める修理基準によるものとする。

3・4 (同左)

5 休業援護金の取扱いについては、次による。

(1) (同左)

(2) 規則16-3第13条の「人事院が定める額」は、次に掲げる職員の区分に応じ、次に掲げる額とする。

ア 休業補償を受ける職員 次に掲げる場合に応じ、次に掲げる額

(イ)~(ロ) (同左)

イ・ウ (略)

6 ホームヘルプサービスの取扱いについては、次による。

(1) 規則16—3第14条第1項の「人事院が定めるもの」は、次に掲げる便宜の種類
の区分に応じ、それぞれ次に定める便宜とする。

ア・イ (略)

(2)～(7) (略)

7～9 (略)

10 障害特別援護金の取扱いについては、次による。

規則16—3第19条の4の「人事院が定める額」は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。

(1) 公務上の負傷又は疾病による障害の場合
(3)、(5)又は(6)に該当する場合を除く。)

次に掲げる障害等級の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア～セ (略)

(2) 通勤による負傷又は疾病による障害の場合
(4)から(6)までに該当する場合を除く。

) 次に掲げる障害等級の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア～セ (略)

(3)・(4) (略)

(5) 既に障害のある者が同一部位について障害の程度を加重した場合において、新たな障害のみに対して障害補償が行われたとき

次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア・イ (略)

(6) 再発傷病が治った場合において、再発等級が初発等級より上位の障害等級に該当するとき(昭和51年4月1日から平成5年3月31日までに公務上の初発傷病が治った場合又は平成3年4月1日から平成5年3月31日までに通勤による初発傷病が治った場合で、初発等級が第8級以下の障害等級に該当するときを除く。) 次に掲げ

イ・ウ (同左)

6 ホームヘルプサービスの取扱いについては、次による。

(1) 規則16—3第14条第1項の「人事院が定めるもの」は、次に掲げる便宜の種類
の区分に応じ、次に掲げる便宜とする。

ア・イ (同左)

(2)～(7) (同左)

7～9 (同左)

10 障害特別援護金の取扱いについては、次による。

規則16—3第19条の4の「人事院が定める額」は、次に掲げる場合の区分に応じ、次に掲げる額とする。

(1) 公務上の負傷又は疾病による障害の場合
(3)、(5)又は(6)に該当する場合を除く。)

次に掲げる障害等級の区分に応じ、次に掲げる額

ア～セ (同左)

(2) 通勤による負傷又は疾病による障害の場合
(4)から(6)までに該当する場合を除く。

) 次に掲げる障害等級の区分に応じ、次に掲げる額

ア～セ (同左)

(3)・(4) (同左)

(5) 既に障害のある者が同一部位について障害の程度を加重した場合において、新たな障害のみに対して障害補償が行われたとき

次に掲げる場合の区分に応じ、次に掲げる額

ア・イ (同左)

(6) 再発傷病が治った場合において、再発等級が初発等級より上位の障害等級に該当するとき(昭和51年4月1日から平成5年3月31日までに公務上の初発傷病が治った場合又は平成3年4月1日から平成5年3月31日までに通勤による初発傷病が治った場合で、初発等級が第8級以下の障害等級に該当するときを除く。) 次に掲げ

る場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア・イ (略)

1 1 遺族特別援護金の取扱いについては、次による。

(1) (略)

(2) 規則 16—3 第 19 条の 5 の「人事院が定める額」は、次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額（遺族特別援護金の支給を受けることができる遺族が 2 人以上ある場合にあつては、当該額をその人数で除して得た額）とする。

ア 遺族補償年金を受ける権利を有することとなつた者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(イ)・(ロ) (略)

イ 遺族補償一時金を受ける権利を有することとなつた者 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(イ) 補償法第 17 条の 5 第 1 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当する者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a・b (略)

(ロ) 補償法第 17 条の 5 第 1 項第 3 号に該当する者のうち、職員の死亡の当時において、職員の 3 親等内の親族で 18 歳未満若しくは 55 歳以上の年齢であつたもの又は職員の 3 親等内の親族で第 7 級以上の障害等級の障害に該当する状態にあつたもの 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a・b (略)

(イ) 補償法第 17 条の 5 第 1 項第 3 号に該当する者のうち、(イ)に掲げる者以外の者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

a・b (略)

1 2 (略)

る場合の区分に応じ、次に掲げる額

ア・イ (同左)

1 1 遺族特別援護金の取扱いについては、次による。

(1) (同左)

(2) 規則 16—3 第 19 条の 5 の「人事院が定める額」は、次に掲げる者の区分に応じ、次に掲げる額（遺族特別援護金の支給を受けることができる遺族が 2 人以上ある場合にあつては、次に掲げる額をその人数で除して得た額）とする。

ア 遺族補償年金を受ける権利を有することとなつた者 次に掲げる場合の区分に応じ、次に掲げる額

(イ)・(ロ) (同左)

イ 遺族補償一時金を受ける権利を有することとなつた者 次に掲げる者の区分に応じ、次に掲げる額

(イ) 補償法第 17 条の 5 第 1 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当する者 次に掲げる場合の区分に応じ、次に掲げる額

a・b (同左)

(ロ) 補償法第 17 条の 5 第 1 項第 3 号に該当する者のうち、職員の死亡の当時において、職員の 3 親等内の親族で 18 歳未満若しくは 55 歳以上の年齢であつたもの又は職員の 3 親等内の親族で第 7 級以上の障害等級の障害に該当する状態にあつたもの 次に掲げる場合の区分に応じ、次に掲げる額

a・b (同左)

(イ) 補償法第 17 条の 5 第 1 項第 3 号に該当する者のうち、(イ)に掲げる者以外の者 次に掲げる場合の区分に応じ、次に掲げる額

a・b (同左)

1 2 (同左)

1 3 障害特別給付金の取扱いについては、次による。

(1) (略)

(2) 再発傷病が治った場合において、初発傷病に関し、既に障害補償を行っているときの当該障害補償に係る障害特別給付金及び再発傷病に係る障害特別給付金の取扱いについては、次によるものとする。

ア (略)

イ 初発傷病に関し、既に障害補償一時金を支給しており、かつ、再発等級が初発等級より上位の障害等級に該当するときは、再発等級に応ずる規則 1 6—3 第 1 9 条の 7 第 1 項又は第 2 項の規定による額から次に定める額を差し引いた額を支給する。

(イ) 再発等級が第 7 級以上の障害等級に該当する場合 初発等級に応じ障害補償年金に係る平均給与額に補償法第 1 3 条第 4 項各号に定める日数を乗じて得た額（再発による障害が補償法第 2 0 条の 2 に規定する公務上の災害に係るものであるときは当該額と当該額に初発等級に応じ規則 1 6—0 第 3 3 条に定める率を乗じて得た額との合計額、当該障害補償年金を受ける権利を有する者が規則 1 6—2 第 1 条に規定する船員であるときは当該額と当該平均給与額に初発等級に応じ規則 1 6—2 第 7 条各号に定める日数を乗じて得た額との合計額）に特別給支給率を乗じて得た額（その額が、1 5 0 万円に、初発等級に応じ、同項各号に定める日数を 3 6 5 で除して得た数を乗じて得られた額を超えるときは、当該得られた額）を 2 5 で除して得た額

(ロ) (略)

1 4～1 6 (略)

1 3 障害特別給付金の取扱いについては、次による。

(1) (同左)

(2) 再発傷病が治った場合において、初発傷病に関し、既に障害補償を行っているときの当該障害補償に係る障害特別給付金及び再発傷病に係る障害特別給付金の取扱いについては、次によるものとする。

ア (同左)

イ 初発傷病に関し、既に障害補償一時金を支給しており、かつ、再発等級が初発等級より上位の障害等級に該当するときは、再発等級に応ずる規則 1 6—3 第 1 9 条の 7 第 1 項又は第 2 項の規定による額から次に定める額を差し引いた額を支給する。

(イ) 再発等級が第 7 級以上の障害等級に該当する場合 初発等級に応じ障害補償年金に係る平均給与額に補償法第 1 3 条第 4 項各号に定める日数を乗じて得た額（再発による障害が同法第 2 0 条の 2 に規定する公務上の災害に係るものであるときは当該額と当該額に初発等級に応じ規則 1 6—0 第 3 3 条に定める率を乗じて得た額との合計額、当該障害補償年金を受ける権利を有する者が規則 1 6—2 第 1 条に規定する船員であるときは当該額と当該平均給与額に初発等級に応じ同規則第 7 条各号に定める日数を乗じて得た額との合計額）に特別給支給率を乗じて得た額（その額が、1 5 0 万円に、初発等級に応じ、同項各号に定める日数を 3 6 5 で除して得た数を乗じて得られた額を超えるときは、当該得られた額）を 2 5 で除して得た額

(ロ) (同左)

1 4～1 6 (同左)